最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です。 賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください。

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金 ものづくり補助金 省力化投資補助金(-般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

※本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げ を後押しするその他施策をご紹介するものです。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

特設サイト はこちらから 厚生労働省 賃金引き上げ特設ページ



中小企業庁 ミラサポplus









業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企 業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

- 対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

〈補助上限〉30万円~600万円

〈助成率〉3/4~4/5

〈助成対象経費の例〉機器・設備の導入:POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 経営コンサルティング:国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し その他:顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら



申請先

都道府県労働局雇用環境·均等部(室)

問合先

業務改善助成金コールセンター:0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社 員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

〈対象となる方〉

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計 画」を作成し、その計画に基づき、右の●~● までのいずれかを実施した事業主。

〈支援内容〉※賃金規定等改定コースの場合 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定 等を3%以上増額改定し、その規定を適用した 事業主に対して、右記の額の助成を行います。

●正社員化コース

4 賃金規定等共通化コース

②障害者正社員化コース

- €賞与・退職金制度導入コース
- ❸賃金規定等改定コース ⑥社会保険適用時処遇改善コース

4万円

3%以上4%未満

5%以上6%未満

6万5,000円

4%以上5%未満

5万円 6%以上 7万円

詳しくはこちら

問合先

都道府県労働局

※助成額は令和7年度の内容です

IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のための ITツール等の導入を支援します。

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者 に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。 ※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター:

補助上限:最大450万円 補助率:1/2~4/5



詳しくはこちら

問合先

0570-666-376

ものづくり補助金 中小企業省力化投資補助金(一般型)

人手不足に悩む中小企業等に対して、事 業内容に合わせて多様な設備やシステム が導入により、省力化投資を後押しします。

拡充!

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金 未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事 業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大1億円 ※従業員数による

詳しくはこちら

補助率:1/3~2/3

中小企業省力化投資補 問合先 助事業 コールセンター: 0570-099-660



生産性向上に資する革新的な新製品・新サー ビス開発を行う中小企業等の設備投資等を支 援します。

拡充!

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金 未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた 事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大4,000万円 補助率:1/2~2/3

詳しくはこちら

問合先

ものづくり補助金事務 局サポートセンター: 050-3821-7013



働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。 ※令和7年度の交付申請は11月28日(金)までし

コース区分	助成上限額		詳しくはこちら	
	基本部分	賃上げ加算	● ∰₩₩ ●	
 業種別課題対応コース(※1)	25~550万円			
労働時間短縮・年休促進支援コース	25~500万円	6~360万円(※2)		
, 勤務間インターバル導入コース	50~120万円			
(※1)建設業の場合 (※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算 (※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額				

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合 等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額	詳しくはこちら	
 ①賃金助成額 	労働者1人1時間あたり 500円・1000円		
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円		
 ③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円		
※訓練コーフ・メニューに トって ト記区分介~(- ③のいずれが支給されるか異かります(①~③全てが支給され	nス提合±.おわげの	

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職 率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助 成 額(※ 1・2)	詳しくはこちら		
□ ①賃金規定制度 □ ②諸手当等制度 □ ③人事評価制度	50万円(40万円)	回玩☆回 6 是108 88		
Q職場活性化制度 □ ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)	337 最回 833 第23		
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)			
 (※1)妊訓内の全類は 5%以上の賃上げを行	った場合以外の助成類又は助成家			

(※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース) 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型·通常枠

補助上限:50万円(賃金引上げ特例:150万上乗せ) 補助率:2/3(賃金引上げ特例:赤字事業者は3/4)

問合先

<u><一般型・通</u>常枠>

商工会地区補助金事務局HP

商工会議所地区補助金事務局HP

電話番号:03-6634-9307

詳しくはこちら





商工会地区

商工会議所地区

成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

補助上限:最大5億円

補助率:1/2

要件:100億宣言を行っていること

投資額1億以上 他

詳しくはこちら



省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

問合先

・一般社団法人環境共創イニシアチブ

·(I)工場·事業場型

(先進枠) 03-5565-3840 (一般枠/中小企業投資促進枠)

03-5565-4463

·(Ⅱ)電化·脱炭素燃転型

03-5565-3840

・(IV)エネルギー需要最適化型

03-5565-4773

詳しくはこちら



中小企業新事業進出補助金

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を 支援します。

補助上限:最大9,000万円

補助率:1/2

詳しくはこちら



問合先

新事業進出補助金事務局(コールバック予約システム): https://shinjigyou.resv.jp/

賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

全企業·中堅企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除

中小企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除

詳しくはこちら



固定資産税の特例措置

生産性向上や賃上げに取り組む事業者が、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、償却資産に係る固定資産税の特例措置を受けることができます。

(※)雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる場合は課税標準が3年間1/2に、3.0%以上増加させる場合は5年間1/4に軽減されます。

問合先

- <先端設備等導入計画の作成等>
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- <税制>
- ・中小企業税制サポートセンター 03-6281-9821

詳しくはこちら



企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者にが必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

詳しくはこちら



問合先

日本政策金融公庫

電話番号:0120-154-505

賃上げ貸付利率特例制度

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

詳しくはこちら



日本政策金融公庫

電話番号:0120-154-505



賃金引き上げ特設ページ(厚労省)

最低賃金の情報や賃上げ事例を発信! 賃金引上げに向けた取組事例や各都道 府県の賃金引上げ支援策を掲載

- ◆ 最低賃金額や発効日等の情報、 賃金引上げの取組事例等を掲 載しています。
- 厚生労働省の運営する「最低賃 金特設サイト」内に設置してい ます。

詳しくはこちら



貸上げや最低賃金の対応をサポート! 収益向上のヒント、補助金・助成金・税制・ 相談窓口などをまとめてチェック

賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト(中企庁)

◆ 賃上げ原資の確保に役立つ支 援策を一覧で参照できます。

◆ 中小企業庁の運営する補助金 サイト「ミラサポplus」内に設 置しています。

詳しくはこちら



適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法(改正下請法)」や「価格交渉に関する講習会の案内、 受託取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善 に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートする ためのコンテンツを提供しています。

詳しくはこちら



働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が 企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します!

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催 しています。

詳しくはこちら



問合先

各都道府県の働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題 に無料で相談対応します!

- ◆ 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関す る経営改善等の経営相談に対応します。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用し て、経営課題に応じて的確な支援機関等を 紹介します。



詳しくはこちら

下請かけこみ寺 ※令和8年1月1日よりに名称変更予定。

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のト ラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けて サポートします。

全都道府県に設置

電話での御相談、 オンラインでの御相談、 対面での御相談が可能です!

- ◆ 相談無料
- ◆ 秘密厳守
- ◆ 匿名相談可能

詳しくはこちら

問合先

フリーダイヤル: 0120-418-618 ※お近くの「下請かけこみ寺」につながります。



伴走支援の強化

各都道府県のよろず支援拠点

問合先

今回の最低賃金引き上げに伴い各支援機関での伴走支援の強化を行っております。最低賃金、賃 上げ等に関するご相談はお近くの支援機関(商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新 等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継引継ぎセンター等)までお越しください。 ※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトからご確認ください。